

報告2号

長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例~~=(案)=~~要綱

総務部職員課
教育委員会事務局学校教育課
上下水道局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を加える。</p> <p>イ 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち任期の定めが6月以上である者等に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて支給するものと定める。</p> <p>ウ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とするものと定める。</p> <p>エ パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員をいう。）に係る勤勉手当について、イ及びウと同様の改正を行う。</p> <p>(2) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>会計年度任用学校職員（長野市立学校に勤務する学校職員である会計年度任用職員をいう。）に係る勤勉手当について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条関係）</p> <p>企業職員である会計年度任用職員に係る勤勉手当について、(1)と同様の改正を行う。</p>

	(4) 長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第2項関係） (5) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第3項関係）
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 月 日 (2) 庁議の決定 月 日

長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例~~=(案)=~~

(長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第3条及び第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「この項から第3項まで及び第21条」を「この条、次条、第21条及び第21条の2」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他規則で定める者に限る。）に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ給与条例第17条の4第1項に規定する規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に給与条例第17条の4第2項第1号に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給与条例第17条第5項、第17条の2及び第17条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他規則で定める者に限る。）に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ給与条例第17条の4第1項に規定する規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に給与条例第17条の4第2項第1号に定め

る割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬日額又は報酬時間額を規則で定める方法により月額に換算した額とする。
- 4 給与条例第17条第5項、第17条の2及び第17条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

（長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第3号、第18条の4並びに第18条の5第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年長野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、第13条」を削り、同条第2項中「第12条」の次に「及び第13条」を加え、同条第3項中「及び第17条の3」を削り、「第16条中」を「同条中」に、「療養休暇」を「、療養休暇」に改め、「と、第17条の3ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 長野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第17条の4第1項及び」を「第17条の4第1項、」に改め、「第13条の4第1項」の次に「並びに長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条の2第1項及び第21条の2第1項」を加える。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年長野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年8月30日長野市条例第17号</p>	<p>○長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年8月30日長野市条例第17号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 略</p>	<p>第1章 略</p>
<p>第2章 フルタイム会計年度任用職員（第4条—<u>第12条の2</u>）</p>	<p>第2章 フルタイム会計年度任用職員（第4条—<u>第12条</u>）</p>
<p>第3章・第4章 略</p>	<p>第3章・第4章 略</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（会計年度任用職員に支給する給与等）</p>	<p>（会計年度任用職員に支給する給与等）</p>
<p>第3条 フルタイム会計年度任用職員に対しては、この条例の定めるところにより、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p>	<p>第3条 フルタイム会計年度任用職員に対しては、この条例の定めるところにより、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u>を支給する。</p>
<p>2 パートタイム会計年度任用職員に対しては、この条例の定めるところにより、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p>	<p>2 パートタイム会計年度任用職員に対しては、この条例の定めるところにより、報酬 <u>及び期末手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p>
<p>第2章 略 （給料）</p>	<p>第2章 略 （給料）</p>
<p>第4条 給料は、長野市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（令和元年長野市条例第16号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除いたものとする。</p>	<p>第4条 給料は、長野市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（令和元年長野市条例第16号。以下「会計年度任用職員勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当 <u>及び期末手当</u>を除いたものとする。</p>
<p>（期末手当）</p>	<p>（期末手当）</p>
<p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条、次条、第21条及び第21条の2</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他</p>	<p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項まで及び第21条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他規則</p>

改正後	改正前
<p>規則で定める者に限る。) に対して、それぞれ給与条例第17条第1項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>で定める者に限る。) に対して、それぞれ給与条例第17条第1項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p><u>(勤勉手当)</u></p>	
<p><u>第12条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他規則で定める者に限る。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ給与条例第17条の4第1項に規定する規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</u></p>	
<p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に給与条例第17条の4第2項第1号に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p>	
<p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p>	
<p><u>4 給与条例第17条第5項、第17条の2及び第17条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p>	
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	
<p><u>第21条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上である者その他規則で定める者に限る。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>に対して、基準日以前6箇月以内の期</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>間における当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ給与条例第17条の4第1項に規定する規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に給与条例第17条の4第2項第1号に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬日額又は報酬時間額を規則で定める方法により月額に換算した額とする。</u></p> <p>4 <u>給与条例第17条第5項、第17条の2及び第17条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p>	

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用学校職員（学校職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当するものをいう。以下同じ。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(3) パートタイム会計年度任用学校職員（学校職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当するものをいう。以下同じ。） 報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(給与の減額等)</p> <p>第18条の4 フルタイム会計年度任用学校職員に係る給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤務1時間当たりの給与額、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長野市条例第17号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の例による。この場合において、会計年度任用職員給与条例の規定の適用に関する必要な技術的読替えは、教育委員会規則で定める。</p> <p>(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬等)</p> <p>第18条の5 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、フルタイム会計年度任用学校職員及び会計年度任用職員給与条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員との権衡等を考慮して、教</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用学校職員（学校職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当するものをいう。以下同じ。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u></p> <p>(3) パートタイム会計年度任用学校職員（学校職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当するものをいう。以下同じ。） 報酬 <u>及び期末手当</u></p> <p>(給与の減額等)</p> <p>第18条の4 フルタイム会計年度任用学校職員に係る給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤務1時間当たりの給与額 <u>及び期末手当</u>については、長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長野市条例第17号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の例による。この場合において、会計年度任用職員給与条例の規定の適用に関する必要な技術的読替えは、教育委員会規則で定める。</p> <p>(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬等)</p> <p>第18条の5 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬 <u>及び期末手当</u>は、フルタイム会計年度任用学校職員及び会計年度任用職員給与条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員との権衡等を考慮して、教育委員会が</p>

改正後	改正前
育委員会が別に定める。 2 略	別に定める。 2 略

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和42年1月9日長野市条例第16号 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第19条 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条、第11条の2、第11条の3及び第14条の規定は、会計年度任用職員には、適用しない。</p> <p>2 第12条及び第13条の規定は、当該年度における任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で管理者が定めるものには、適用しない。</p> <p>3 会計年度任用職員に係る第16条の規定の適用については、<u>同条中</u>「介護休暇、介護時間、組合休暇及び看護休暇」とあるのは、<u>「療養休暇、特別休暇（管理者が別に定めるものに限る。）</u>、介護休暇及び介護時間」とする。</p>	<p>○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和42年1月9日長野市条例第16号 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第19条 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条、第11条の2、第11条の3、<u>第13条</u>及び第14条の規定は、会計年度任用職員には、適用しない。</p> <p>2 第12条の規定は、当該年度における任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で管理者が定めるものには、適用しない。</p> <p>3 会計年度任用職員に係る第16条<u>及び第17条の3</u>の規定の適用については、<u>第16条中</u>「介護休暇、介護時間、組合休暇及び看護休暇」とあるのは、<u>「療養休暇、特別休暇（管理者が別に定めるものに限る。）</u>、介護休暇及び介護時間」と、<u>第17条の3ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。</u></p>

長野市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表【附則第2項関係】

改正後	改正前
<p>○長野市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日長野市条例第3号 (期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 長野市職員の給与に関する条例<u>第17条の4第1項</u>、長野市立学校職員の給与に関する条例第13条の4第1項<u>並びに長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条の2第1項及び第21条の2第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>○長野市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日長野市条例第3号 (期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 長野市職員の給与に関する条例<u>第17条の4第1項及び</u>長野市立学校職員の給与に関する条例第13条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表【附則第3項関係】

改正後	改正前
<p>○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和43年8月10日長野市条例第50号 (給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 単純な労務に雇用される法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する会計年度任用職員の給与の種類は、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員給与条例第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員の例による。この場合において、会計年度任用職員給与条例第3条第2項中「報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>並びに費用弁償」とあるのは「給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。</p>	<p>○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和43年8月10日長野市条例第50号 (給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 単純な労務に雇用される法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する会計年度任用職員の給与の種類は、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員給与条例第2条第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員の例による。この場合において、会計年度任用職員給与条例第3条第2項中「報酬<u>及び期末手当</u>並びに費用弁償」とあるのは「給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。</p>